

消費者問題の最前線

第7回 事業者ファクタリングと貸金関連規制
～札幌高判令和4年7月7日

消費者問題特別委員会委員 木本 茂樹 (60期)

1 問題の所在

近年、コロナ禍の影響もあり、二者間ファクタリング*1と呼ばれるファクタリング取引で、貸金業法や出資法などの貸金関連諸法の規制を潜脱するような取引が大きな問題となっている。その仕組みは、事業者がファクタリング業者に対して、売掛金債権を譲渡するが、債権譲渡通知の発送を留保し、①期限前に事業者がファクタリング業者から譲渡した債権を買い戻す(買戻型)、あるいは、②回収委託契約を締結し、事業者がそのまま売掛金債権を回収してファクタリング業者に引き渡す(回収委託型)というものである。

二者間ファクタリングでは、ファクタリング業者は事業者を通じて譲渡債権の支払いを受けるため、事業者の債務不履行リスクを負担する。このため、三者間ファクタリングと比べても取引の条件(譲渡対象債権の売買価格)は事業者にとって悪くなる。売掛先が全く信用不安のない大企業や公的団体であった場合でも、売掛債権の価格は、せいぜい額面の8～9割程度にとどまることが多い。その結果、経済的に見れば、年利換算で100%以上の利息を支払っているのと同じことになる。にもかかわらず、事業者が二者間ファクタリングを利用するのは、ファクタリングを利用したことが売掛先に知られると信用の悪化と取られたりして、取引を打ち切られるおそれがあるためである。

2 二者間ファクタリングに関する争点

二者間ファクタリングに関する訴訟の争われ方はいくつもあるが、最も適切なのは、出資法や貸金業法における「金銭の貸付け」の解釈を争うものと思われる。

出資法も貸金業法も、その規制の対象となる貸付けについて、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」(以下「貸金類似取引」という)を含めている(出資法7条、貸金業法2条1項、同法42条1項)。その趣旨は、法形式が売買など金銭消費貸借取引以外のものであっても、実質的に金銭の貸付けと同様の機能を有するものを広く規制の対象とすることにあるとされている。

したがって、ファクタリング取引が、債権の売買の形式を採っていても、実質的に金銭の貸付けと同様の機能を有するものであれば、これらの法令の規制に服することになる。

3 札幌高判令和4年7月7日

本稿で紹介する、札幌高判令和4年7月7日*2 (LEX/DB掲載判例。以下「札幌高裁判決」という)は、貸金類似取引の解釈が争われた事案ではないが、以下で紹介するように、その解釈の指針を考えるうえでも参考になるとと思われる。

札幌高裁判決は、買戻型の事案において、「原告が譲渡した債権を買い戻す法的義務を負っていたとは認められず、一審判決の判断を概ね是認する形で、本件各債権譲渡が直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない」としつつ、「原告の資金調達的手段として金融機関から融資を受ける代わりに締結したもので、何としても買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであり、被告もこれを認識した上で、原告から買戻代金の支払を受ける前提であったと認められるから、本件債権譲渡は、事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していたと評価され

*1: 「二者間」ファクタリングと呼ばれるのは、事業者とファクタリング業者の二者で取引が完結することが予定されているからである。これに対して、債権譲渡通知を発送し、売掛先から異議を留めない承諾を得るなどして売掛先も関与させるものは三者間ファクタリングと呼ばれる。

*2: 一審は、旭川地判令和3年10月1日・D1-Law掲載判例。

る」としたうえで、「出資法5条3項が業として金銭の貸付けを行う者に対して特に重い罰則をもって禁止している上限利率を大きく超える高額の利益を得たものであり、これらを全体としてみると、本件債権譲渡1～8は、控訴人が上記のような被控訴人の切迫した状況等に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたものであって、公序良俗に反し、無効である」とした。

他の裁判例の中には、買戻し義務や回収受託義務がないことを貸金類似取引等該当性を否定する根拠としているものがある。しかしながら、例えば、質屋営業*3が、出資法の適用を受ける金銭の貸付けにあたりとされている*4こととの対比からしても、買戻し義務や回収を受託する義務がないことをもって直ちに貸金類似取引にあたりないとするのは妥当ではない。一方で、金銭の交付と返還が予定されているものが直ちに貸金類似取引にあたりとすると、例えば、損害賠償の予定を定めた売買契約などもこれにあたりることになりかねず、その範囲が広範になりすぎる。

札幌高裁判決は、この点について、当事者が買戻しをせざるを得ない状態にあり、双方当事者がこのことを認識していた点に着目しており、これは二者間ファクタリングの本質を捉えたものであり、貸金類似取引該当性の判断基準としても適切であると思われる。

札幌高裁判決の事案は、買戻型の事案であるが、回収委託型においても、事業者が回収委託を受け、自ら回収しなければならない事情は、買戻型の場合と同じである。すなわち、事業者としては、債権譲渡禁止特約の存在や信用不安を惹起することへの懸念など

により、取引先にファクタリングを利用している事実を知られたくないことから、債権譲渡通知の発送を留保し、無償の回収委託を受けることで、取引先にファクタリングを利用している事実が知られないようにせざるを得ない状態にある。そして、その結果、ファクタリング業者から事業者に金銭が交付され、後日、回収した債権の引渡しという形で、事業者からファクタリング業者に金銭が返還される構図となっている。この意味では、買戻しをせざるを得ない事情とそれにより生じている経済構造に着目した札幌高裁判決の判断枠組は、回収委託型にも妥当するものと考えられる。

4 今後の課題

事業者ファクタリングについては、貸金類似取引に当たる場合について、定まった解釈基準が定立されていない。また、近年では、事業者ファクタリング以外にも、「先払い買取」や「後払い決済」など、出資法や貸金業法を潜脱する商法がいくつも登場している。このうち、事業者ファクタリングの仕組みを給与所得者に転用したものとして、給料ファクタリングと呼ばれるものがあるが、これについては、刑事事件ではあるが、本年2月に貸金業法違反・出資法違反にあたりとの最高裁の判断*5が示され、その中で「貸金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかった」ことも理由として挙げている。今後も、判例の蓄積を通じて貸金類似取引の判断基準が明確化されることが望まれる。

* 3：「物品を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもってその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業」（質屋営業法1条1項）をいい、質置主は、質物を受け戻す義務はない。

* 4：質屋営業法36条1項・2項。なお、質契約は貸金業法の適用は受けないが、これは、「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの」（貸金業法2条1項2号）にあたるからである。

* 5：最決令和5年2月20日・LEX/DB掲載判例。